

【休眠預金等活用法に係る規定】

2020年4月1日 現在

1. 【対象預金】

当座預金、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金、別段預金、定期預金、積立定期預金

2. 【休眠預金等活用法に係る最終異動日等】

(1) 第1条の預金について、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 当行のウェブサイトに掲げる異動が最後であった日
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到着した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれかを遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
- ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日
 - A. 異動事由
(当行ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。)
 - B. 当行が預金者に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれかを遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
- ③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日
- ④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みません。）の対象になったこと 当該手続が終了した日
- ⑤ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります。） 当該入出

金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

- ⑥かぎん総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと 他の預金に係る最終異動日等
- ⑦定期預金規定にもとづく通帳式定期預金（定期預金通帳）に係る他の預金について、第1号から第5号に掲げる事由が生じたこと 他の預金に係る最終異動日等
- ⑧かぎん積立定期預金規定にもとづく積立定期預金に係る他の預金について、第1号から第5号に掲げる事由が生じたこと 他の預金に係る最終異動日等

3. 【総合口座取引に係る預金の最終異動日等】

総合口座取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（第2条第2項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

4. 【通帳式定期預金に係る預金の最終異動日等】

通帳式定期預金（定期預金通帳）における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（第2条第2項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

5. 【積立定期預金に係る預金の最終異動日等】

積立定期預金における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（第2条第2項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

以 上